

# 平成29年度 公設試験研究機関等利用助成金 募集要領

## 1 事業の趣旨

本事業は、板橋区内のものづくり中小企業が行う公設試験研究機関等との機器利用や依頼試験、検査、技術指導等に要する経費の一部を助成することにより、技術開発及び製品開発を促進し、区内産業を活性化することを目的としています。

## 2 申請要件

(1) 板橋区内に本社または主たる事業所を有し、以下の①～③のいずれかの要件を満たす方

- ① 区内に本社又は事業所を持つ中小企業者（法人）
- ② 区内在住の個人事業者
- ③ 3分の2以上が区内の中小企業者又は個人事業者で構成されている中小企業グループ。なお、グループが2者で構成されている場合は、双方が区内の中小企業者又は個人事業者であること。

※ 【中小企業者】とは 中小企業基本法第2条第1項に規定する、従業員300人以下又は資本金3億円以下の製造業者等

(2) その他の要件

- ① 前年度の法人事業税又は法人住民税を滞納していないこと。個人事業者で事業税が非課税の場合は、住民税の領収書または納税証明書を入手できること。グループで申請する場合は、そのグループの構成員すべての証明書等が入手できること。
- ② 同一テーマ・内容で、板橋区・国・都道府県・区市町村・(公財)東京都中小企業振興公社等から助成を受けていないこと。

## 3 対象事業

助成金対象事業は以下の各号に掲げる依頼試験等

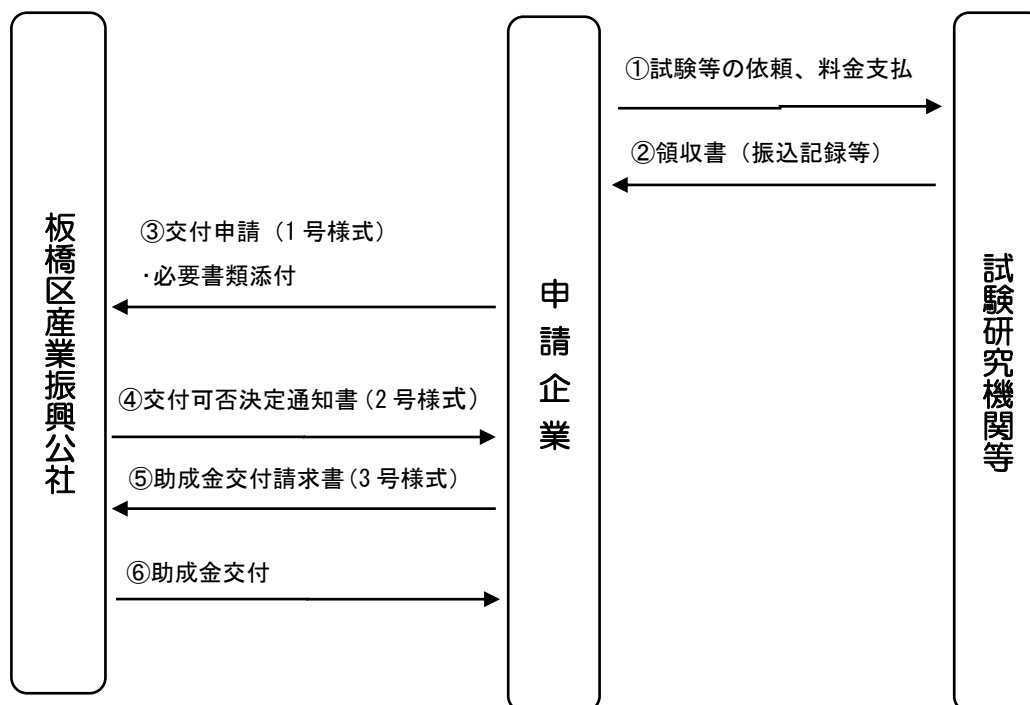
- (1) 技術開発・製品開発に係る課題解決の現地技術支援等
- (2) 依頼試験・機器利用・オーダーメイド開発支援
- (3) 製品開発支援ラボ利用
- (4) その他技術開発・製品開発に係る課題の解決等

## 4 補助対象機関

補助対象機関は以下の各号に掲げる機関とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校
- (2) 研究開発を主たる業務とする国若しくは地方公共団体が設立した支援機関・研究機関又は独立行政法人
- (3) 次に掲げる試験所認定機関により登録認定を受けた国内事業者
  - ア 独立行政法人 製品評価技術基盤整備機構認定センター
  - イ 財団法人 日本適合性認定協会
  - ウ 日本化学試験所認定機構
  - エ 株式会社 電磁環境試験所認定センター
- (4) その他理事長が認める機関

- 5 助成率 助成対象と認められる経費の3分の2以内
- 6 限度額 10万円  
\*同一企業から複数の申請があった場合、1社上限10万円の助成となります。
- 7 予定件数 5件程度
- 8 助成期間 平成29年4月 3日(月)から 平成30年3月16日(金)  
\*申請順に受け付け、予算がなくなり次第終了します。
- 9 事業の流れ



## 10 提出書類

### (1) 提出書類

提出する書類は、別紙の様式を参照してください。

### (2) 受付期間

随時受付をしますが、事前にご連絡をお願いいたします。なお、受付の際には、依頼試験等の内容及び会社概要を説明できる方がお越しくください。

### (3) 提出書類を不備のないようご用意のうえ、ご持参ください。

### (4) 申請書は、第三者に理解しやすいよう明瞭かつ具体的にご記載ください。

### (5) ご提出いただいた書類は返却いたしません。予めご了承ください。

### (6) 申請書に使用できる印は、次のとおりです。

- ① 法人事業者の場合・・・代表取締役印、もしくは代表取締役の個人印（社判は不可）

② 個人事業者または企業グループの場合・・・代表者の個人印

※スタンプ印（シャチハタ等）は使用できません。

※交付決定を受けた事業者は、当事業に関して提出する書類に使用する印を、すべて交付申請書と同一の印鑑に統一してください。

## 1 1 審査

(1) ご提出いただいた書類に基づき、書類審査を行います。

(2) 審査の結果は書面でお知らせします。

(3) 審査の結果、不承認となる場合があります。

## 1 2 助成金額

助成上限額は、対象経費の3分の2（千円未満の端数切り捨て）または限度額10万円のいずれか低い額になります。上限額を上回る経費は事業者負担となります。

## 1 3 助成金額の決定

板橋区産業振興公社が交付申請書を受理した後、書類確認等を行い、助成金額を決定します。

※助成金の決定額は、書面でお知らせします。

## 1 4 助成金の交付

板橋区産業振興公社が請求書を受理した後、助成金を指定口座に振り込みます。

## 1 5 助成金交付決定の取り消し・助成金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。助成金交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還していただくこととなりますので、十分に注意してください。

(1) 偽り申請その他不正により助成金の交付を受けたとき。

(2) 同一の依頼試験等を対象として、国または東京都等から経費の助成を受けたとき。

〈お申込み・お問合せ先〉

公益財団法人 板橋区産業振興公社

中小企業サポートセンター

電話：03-3579-2192 FAX：03-3963-6441

Eメール:khk@itabashi-kohsha.com

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6 情報処理センター5階